

第5章

情報システムの拡充に向けた取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムの拡充に向けた取組について、現在までの取組や、今後のシステム開発、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1

特許庁の情報システムの拡充に向けた取組

本節では、ペーパーレス計画を始めとして、これまでに達成してきた情報システムの拡充に関する取組を紹介する。また、今後のシステム開発についての方針を紹介する。

(1) 特許庁システムの紹介

特許庁は、1984年、世界に先駆けて、特許行政全般の総合的コンピュータ化、データベース化を図る「ペーパーレス計画」を策定し、1990年の世界初¹の電子出願システムの導入を始めとして、様々な業務にITを活用したシステムを導入してきた。

① 電子出願システム

特許庁は1990年12月に特許・実用新案関連手続のための電子出願システムを導入し、それ以降、電子出願の対象拡大、新しい通信技術の導入等、様々な取組を行ってきた。特許庁では、これまでの取組が実を結び、2016年において特許・実用新案は98.4%、意匠は93.1%、商標は85.0%、査定系審判は99.3%、PCT国内段階は99.9%、PCT国際出願は99.0%の高い電子出願率を実現するとともに、インターネットを利用した電子出願の受付を開始した2005年10月以来、24時間365日（メンテナンス時間及びバックアップセンターへの切替時間を除く。）電子出願の受付を継続している。2015年3月以降は、受付システムの二重化により、定期メンテナンス時間帯においてもオンライン出願が可能となっている。

② 事務システム

事務システムは、大きく分けて、特許、実用新案、意匠、商標の出願から公報発行までの庁内事務処理を対象とする包袋事務処理システムと、実体審査を行う際の審査周辺システムに分けられる。

包袋事務処理システムは、オンラインにより申請データ・受領書等を授受する受付システム、自動方式チェックと目視による方式審査等を行うための方式審査システム、申請データ等を格納管理する記録原本管理システム等からなるシステムである。包袋事務処理システムのうち、特許・実用新案については前述の電子出願システムと同時（1990年）に、意匠・商標については2000年に稼働を開始した。

審査周辺システムは、審査対象案件の管理、起案・決裁処理、審査補助等の審査官業務を支援するシステムであり、特許・実用新案については1993年に、意匠、商標については包袋事務処理システムと同時（2000年）に稼働を開始した。

③ 検索システム

特許庁における特許・意匠・商標の実体審査業務に際し、公報等の検索業務が必要となる。

特許においては、公報等の審査資料に技術的特徴に応じて付与した分類であるFターム

1 KIPOは1999年、EPO及びUSPTOは2000年に電子出願システムを導入。

及びFI¹、フリーワード等の検索キー、出願人、発明者、発明の名称、さらには、フルテキストにより検索できる特実検索システムが稼働している。

また、意匠においては、意匠分類を複数の観点により細分化した分類であるDタームにより検索を行う意匠検索システム、商標においては、称呼検索システム、図形商標審査システム²、周知・著名商標データベースの構築及び同検索システム等が稼働している。

(2)特許庁のシステム開発

①特許庁業務・システム最適化計画

特許庁は、2013年3月に策定した、特許庁の情報システムの開発計画である「特許庁業務・システム最適化計画」(2013年度から2022年度までの計画)(以下、「最適化計画」という。)に沿ってシステム開発を進めている。

最適化計画は、以下の4つの目標を掲げ、その達成を目指すこととしている。

(i) 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備

(ii) 情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上

(iii) 安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

(iv) 行政運営の簡素化・効率化・合理化・質の向上、及びシステム経費の節減

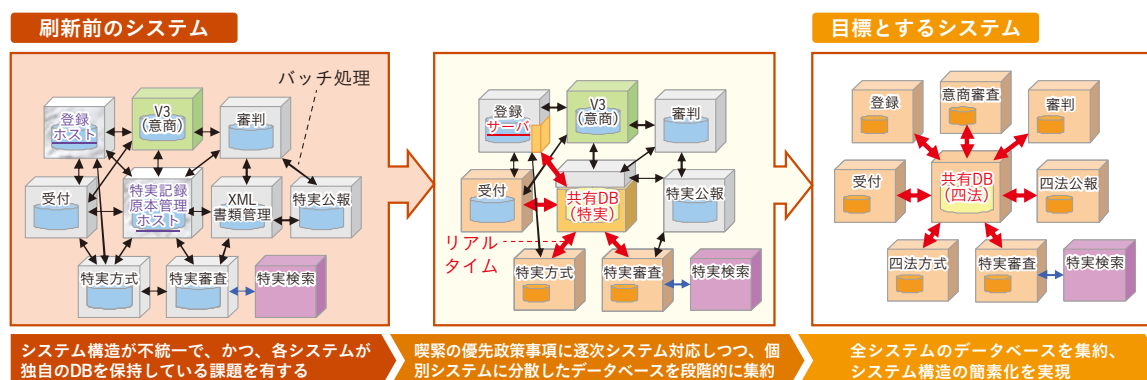
上記目標を実現するために、最適化計画においては、システムを一括して刷新する方式に替えて、「段階的に刷新する方式³」を採用することとしている。これにより、システム構造の定型化及び簡素化を実現しつつ、逐次、優先度の高い政策事項のシステム対応を実現し、同時に、業務処理の迅速化、システム運営経費の節減を進めることを可能とした。

②最適化計画における特許庁システムの刷新工程

最適化計画では、具体的な刷新の工程について、特許庁システムの規模・複雑性に鑑みて、全体工程(10年程度を要する見込み)を、おおむね前半5年(第Ⅰ期)と後半5年(第Ⅱ期)に大別している。

第Ⅰ期においては、受付システムの二重化、中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度等の制度改正対応、提供対象データの一元管理と充実化、PCT国際出願の電子処理拡大等、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項につき逐次システム対応を進める。あわせて、特許庁システムに占める規模等の比率が高く、処理迅速化、改修効率化、経費節減等の効果が大きい特許・実用新案に係る中核的な業務につき、他に先行してシステム構造の簡素化及びそれを通じた庁外情

2-5-1図 段階的刷新の概念図



1 File Indexの略。IPCを基礎として細展開された日本国特許庁独自の分類。

2 文字列検索、分類(図形ターム、2004年4月よりウィーン図形分類)及び類似群コード等により検索を行う。

3 「技術検証報告書」(2012年1月)において提言された、喫緊の優先政策事項に逐次システム対応しつつ、個別システムに分散したデータベースを段階的に統合しシステム構造の簡素化を実現する方式。

報提供サービスの迅速化の実現を図る。加えて、旧式（レガシー）システムからの脱却を進め、システム運用経費の節減を図る。

第Ⅱ期においては、優先度が高く喫緊に実現すべき政策事項について、引き続き逐次システム対応を進めつつ、特許・実用新案に加え、意匠、商標及び国際出願に係る業務を含めた全ての業務につき、システム構造の簡素化・庁外情報提供サービスの迅速化の実現を図る。

③最適化計画の実施における取組

最適化計画の実施に当たっては、特許庁長官、特許庁情報化統括責任者（CIO）である特許技監を中核とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上述のとおり、最適化計画においては「段階的に刷新する方式」を採用しており、複数のシステム開発が同時並行的に実施されるため、「特許庁 PMO（Program Management Office）」を設置して、それら全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施している。

各システム開発を担当する事業者の調達に当たっては、技術力の高い事業者を選定すべく、入札手続において、プロジェクト遂行能力に対する審査を重点的に行うとともに、プロジェクトマネージャに対する技術審査前のヒアリングを導入する等の取組を行っている。

これらの取組に加えて、現行業務全体を網羅的に文書化する作業を通じた業務等についての徹底的な分析、技術検証委員会等による監査・助言といった外部監査体制の確立による客観性の確保といった取組を行うことにより、最適化計画に基づいたシステム開発を着実に実施していく。

④最適化計画に沿った主なシステム開発の進捗状況

2017年4月現在、最適化計画に沿った主なシステム開発の進捗状況は以下のとおりである。

a. 受付システムの二重化(2014年10月)

「受付バックアップセンター」を稼動し、大規模災害やシステム障害の発生により特許庁庁舎の受付システムが利用不可となった場合でも、オンライン出願等の手続及び出願日の確保が可能となった。

b. 中国・韓国語の特許・実用新案文献に対応した機械翻訳・検索システムの構築(2015年1月)

中国・韓国語の特許・実用新案文献の検索環境を整備するため、中国・韓国語の特許・実用新案文献の全文を日本語で検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」をリリースした。

c. 旧式(レガシー)システムからの脱却(2015年1月)

残存していた2つのホストコンピュータをオープン系システム（サーバ）に移行し、いわゆる旧式（レガシー）システムから完全に脱却した。これにより、データベースの共有化を進めるとともに、システムの保守性を高めシステム運用経費の削減を図った。

d. 新たな商標制度等の制度改正対応、特許付与後に権利をレビューする制度導入に向けた対応(2015年4月)

新たな商標制度（色彩や音といった商標について、商標法の保護対象に追加）に伴うシステム対応、特許異議の申立制度の創設に伴うシステム対応を行った。

e. 新たな意匠制度への対応(2015年5月、2017年3月)

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」への加入に伴うシステム対応を行った。

f. 提供対象データの一元管理と充実化(文献照会部分)(2016年2月)

審査官が照会可能な文献を蓄積するデータベースと、一般利用者が照会可能な文献を蓄積するデータベースを一元化した「共通特実

検索システム」をクラウド上に構築。一般利用者にも審査官と同等の文献照会機能の提供を開始した。

g. PCT国際出願の電子処理拡大(2016年4月)

PCT国際出願の国際段階における書類のうち、インターネット出願ソフトを利用した電子手続可能な書類の種類を拡大した。

h. 救済等手続の充実(2016年4月)

特許法条約(PLT)への加入に伴い導入される手続を実現するためのシステム対応を行った。

i. システム対応・人的対応を通じた総合的なセキュリティ対策の強化(2016年5月)

産業財産権の権利設定に関わる業務を行う業務系システムのセキュリティを強化した。

j. インターネット出願ソフトのPCT国際出願英語対応(2016年10月)

インターネット出願ソフトの機能拡充を行

い、インターネット出願ソフトを利用した英語PCT国際出願の受付を開始した。

k. 特実出願系システムの改修(2017年1月)

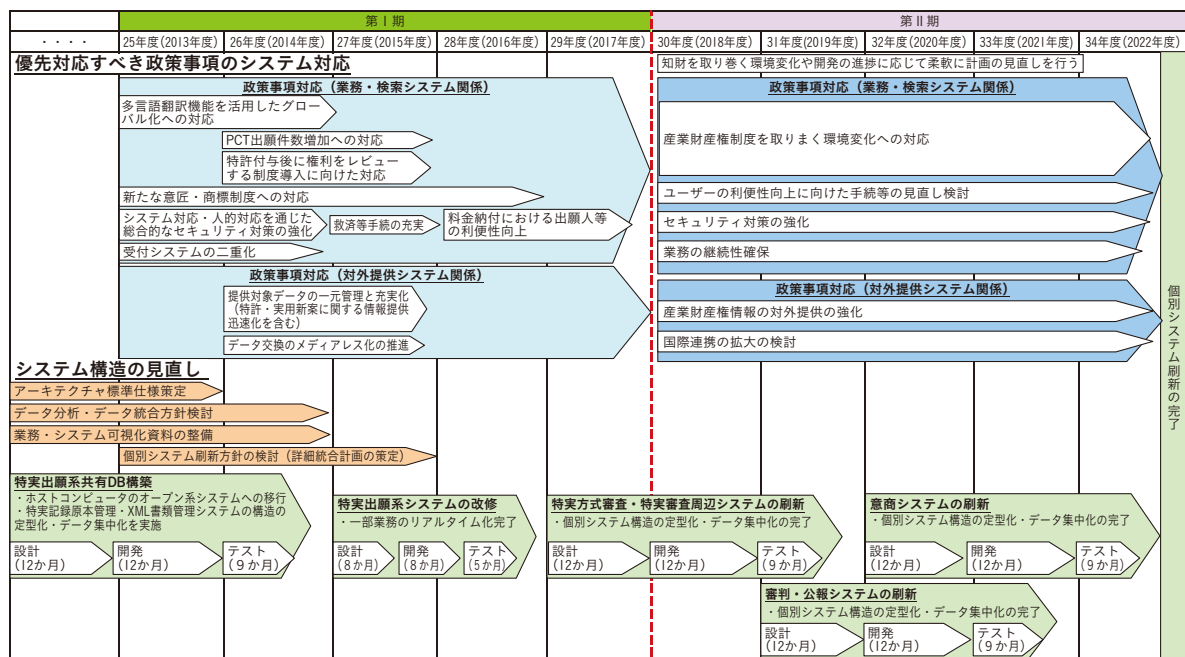
窓口系受付システム、特許・実用新案(特実)方式審査システム、特実審査周辺システム、記録原本管理システムの相互間におけるデータ授受処理を、「バッチ処理」から「リアルタイム処理」に変更した。これにより、庁内における業務停滞の解消と、オンライン閲覧等を通じたユーザーへの情報提供の迅速化とを実現した。

今後は、以下の項目等の開発を予定している。

l. 提供対象データの一元管理と充実化(検索部分)(2018年1月予定)

特許、実用新案の検索システムにおいて、一般利用者と審査官とが一元化されたデータベースを利用可能とし、一般利用者の検索環境を改善する予定。

2-5-2図 特許庁業務・システム最適化計画工程表



2

グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術（IT）を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の五大特許庁で近年取組を進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1) 優先権書類の電子的交換

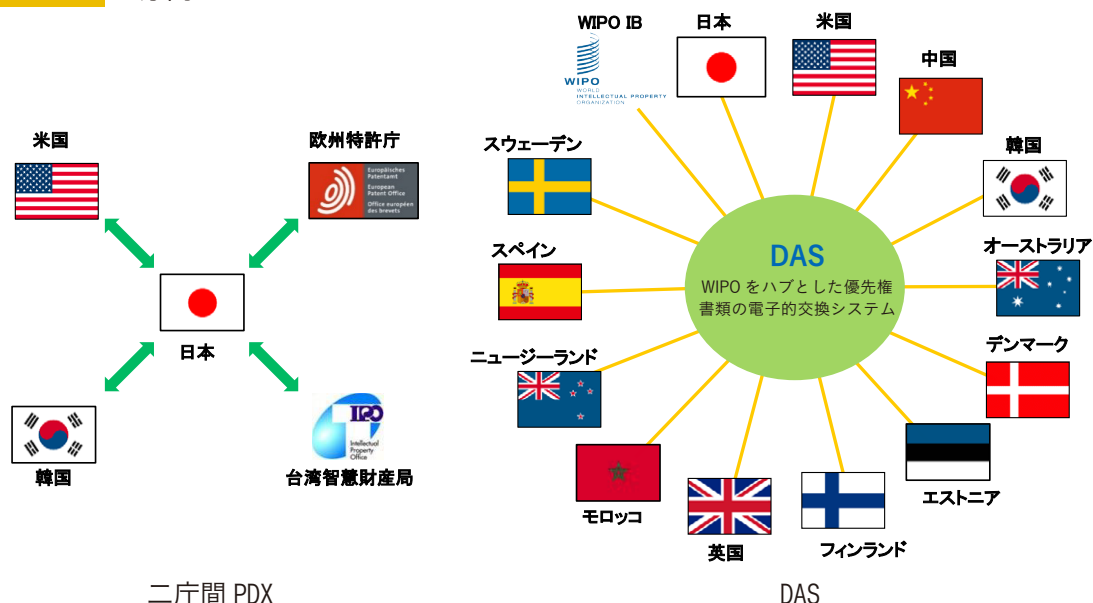
出願人が優先権主張を伴い海外へ特許出願等をするためには、原則としては優先権書類の紙書面の提出等が必要となる。日本国特許庁は、米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局と二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間 PDX）を行っており、出願人はこれらの庁に対する優先権書類の提出の省略が可能となっている。出願人にとっては優先権書類の紙書面提出に伴う手続負担の軽減やコスト削減等のメリットがあり、庁にとっても優先権書類の電子化により機械化処理が可能となり、業務を効率化できるメリットがある。

他方で、二庁間 PDX の枠組みには、対象庁が増加するにつれて、特許庁間のネットワーク整備負担や各庁の運用負担が増大するため、対象庁の拡大が進まないという課題があっ

た。このような二庁間 PDX の課題を解消し、対象庁の拡大を推進するべく、世界知的所有権機関（WIPO）をハブとして複数の特許庁間で優先権書類を電子的に交換する「デジタルアクセスサービス（DAS）」が 2009 年 4 月から開始されている。

これまで、DAS の利用には、アクセスコード¹付与請求の手続が必要であったが、日本国特許庁は、2016 年 3 月からオンラインによる特許出願又は実用新案登録出願であって、出願人がオンラインで受領書（出願番号通知）を受信した場合に、当該受領書によりアクセスコードを通知するサービスを開始した。これにより、従来のアクセスコード付与請求の手続をすることなく当該出願に係るアクセスコードの入手が可能となり²、アクセスコードを取得するまでに要するための出願人の手続負担が解消されるとともに、取得までの待ち

2-5-3図 二庁間 PDX と DAS



1 DAS を利用するために必要な文字列のこと。

2 従来のアクセスコード付与請求は、2016 年 3 月以降も継続して利用可能。

時間がゼロになった。

今後も、DAS 参加国の増加、更なるサービスの改善を図り、日本国特許庁として二庁間 PDX から DAS に一本化するべく取組を推進していく。

(2) グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させることによって仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が有する特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の一般ユーザーとの共有や IT を活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

グローバル・ドシエは、2012 年 6 月の五大特許庁長官会合にて、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものであり、五大特許庁とその産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース¹を構成し、取組を推進している。

① ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、互いの審査状況を確認することで審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可

能とするシステムの整備が必要とされてきた。

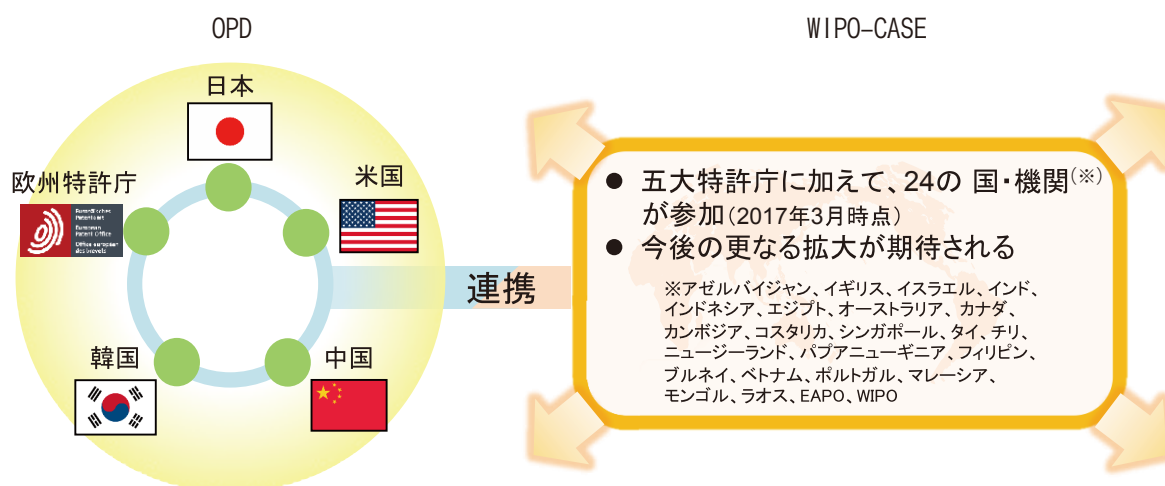
そこで、日本国特許庁の主導により、五大特許庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供する IT サービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を、2013 年 7 月に五大特許庁の審査官を対象として開始した。

更に、日本国特許庁は、WIPO と協力して、OPD と、WIPO が提供するドシエ情報相互参照システムである WIPO-CASE²とを連携する技術を 2014 年 3 月に確立した。我が国に続いて、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局及び韓国特許庁も当該技術を利用して 2016 年までに OPD と WIPO-CASE との連携を完了した。これにより、ドシエ情報共有ネットワークは五大特許庁の枠を超えて拡大した。

今後、WIPO-CASE への新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングの IT インフラ整備を進めていく。

また、五大特許庁では、審査官用に開発された OPD のサービスを更に拡充し、世界中の一般ユーザーも同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めてきた。我が国では 2016 年 7 月から J-PlatPat を通じて OPD のサービス提供を開始している。

2-5-4図 OPD と WIPO-CASE の連携によるグローバルなドシエ情報共有ネットワーク



1 グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五大特許庁及び WIPO の実務者と五大特許庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。
2 WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination

② ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合では、産業界から、複数庁への一括出願を目指すクロス・ファイリングをグローバル・ドシエにおける究極目標とすることが要望される一方、まずは短期的な優先課題として5つの項目（短期的優先

五項目）に取り組むことが要請された。この要請を踏まえ、五大特許庁は、短期的優先五項目の実現に向けた具体的な手段や課題等について検討を進めてきた。

2016年6月に日本で開催された五大特許庁長官会合では、短期的優先五項目の具体的な実施内容、今後の進め方等について合意した。

2-5-5図 グローバル・ドシエの短期的優先五項目



(3) 共通文献プロジェクト

特許等の審査においては、現在、新規性判断の基準として主要国のほぼ全てにおいていわゆる「世界公知」が採用され、自国のみならず世界中の文献を調査対象とする必要がある。これを可能とするためには、審査協力を推進するとともに、世界の各国特許庁が保有する文献データ範囲を統一し、国際的なワークシェアリングに資するサーチ環境の高度化を目指す必要がある。

そこで、五大特許庁は、2008年より各国特許庁審査官が同一の文献データ範囲にアクセスできるようにサーチデータベース環境を整備する「共通文献プロジェクト」を開始し、①共通文献セットの目録（オーソリティ・ファイル）の作成、②CD等の記録媒体を用いない形態での各国特許庁間のデータ交換（データ交換のメディアレス化）を行ってきた。①については、2013年2月に、オーソリティ・ファイルの作成を完了した。当該ファイルは各庁

で保有する文献データの検証に用いられるだけでなく、2014年6月から五大特許庁ウェブサイトで公開し、民間の特許情報サービス提供事業者等による活用を可能としている。②については、2013年3月に、日本国特許庁においてインターネットを通じたメディアレスデータ交換の第一歩としてFTPサーバを設置し、各国特許庁へのデータ提供を開始した。2016年3月現在、日本国特許庁から、五大特許庁を含む39の海外特許庁・機関へメディアレスでデータ提供することにより、従来の記録媒体での提供に起因するデータエラーをなくすとともに、文献データを交換するためのコストを削減している。

(4) 新興国へのIT関連の支援

ASEAN諸国を始めとする新興国は製造拠点として、また近年では成長市場としてその重要性が一層高まっている。これらの新興国での我が国企業等のビジネス展開を円滑なもの

とするために、日本国特許庁は、模倣品・海賊版問題等の知的財産問題に対する改善を要請するだけでなく、これらの国々に対して、より効率的な知的財産行政のための IT インフラ整備を、我が国から WIPO への任意拠出金を財源とした信託基金である WIPO ジャパンファンドを通じて支援している。

①出願書類等紙書類の電子化支援

ASEAN 等の新興国知財庁においては、多くの出願書類等がまだ紙で保有されており、業務の効率化や新興国知財庁における知財情報へのアクセス性の向上が求められている。日本国特許庁は WIPO ジャパンファンドを通じて出願書類等の紙書類を電子化するプロジェクトへの協力を行っている。2016 年度はカンボジアでプロジェクトが完了し、ブルネイ、ラオスでは 2017 年度もプロジェクトを継続中である。

②ワークフロー最適化支援

ASEAN 等の新興国においては法律や制度は異なるものの、特許、商標の出願から登録までの業務の流れは共通している部分が多くなっている。しかし、実際には業務の流れ(ワークフロー)が定型化されておらず、担当者によって異なる処理を行うなど、非効率的、不正確な業務が行われていることがある。IT システムの導入を行うには、まずワークフローを最適化するため、WIPO ジャパンファンドを通じて最適化の支援を行っている。2016 年度はフィリピン、タイにおいてプロジェクトが完了し、モンゴルでは 2017 年度もプロジェクトを継続中である。

③新興国向け IT システムの開発支援

WIPO は独力で IT システムを構築することが困難な新興国知財庁向けに WIPO-IPAS¹と

いうシステムを開発し無償で提供している。WIPO-IPAS は世界 70 か国以上の知財庁で導入されており、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や申請者への発送、公報の電子的発行などの機能がある。また、WIPO-IPAS は各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能を選択して導入することが可能であり、また、導入後も機能追加が可能などの柔軟性を持っている。この WIPO-IPAS のシステム開発も WIPO ジャパンファンドを通じて支援を行っている。2016 年度には ASEAN 各庁の公報データの一括参照を可能とする ASEAN の知財情報のポータルである ASEAN PATENTSCOPE の構築支援等も行っている。

④WIPO-CASE 関連

日本国特許庁は WIPO-CASE への新興国等の参加支援、WIPO-CASE の機能向上、OPD との連携等の支援をこれまで行ってきた。2016 年度は、WIPO-CASE の機能向上を行うとともに、実体審査におけるワークシェアリングの重要性、WIPO-CASE を利用したドシエ情報の参照・利用方法に関するワークショップ² (フィリピン、タイ、シンガポール)を開催し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

⑤新興国向け IT 研修の実施

日本国特許庁では 2016 年度に WIPO と連携し、ASEAN を中心とした新興国知財庁の IT 担当者 13 名を招へいし、知財庁における効率的な IT インフラを構築・利用するためのキャパシティビルディング研修を実施した。

今後も、日本国特許庁の IT システム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、各種プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、新興国への IT システム関連の支援を継続していく予定である。

1 WIPO-IPAS: WIPO IP Office Administration System

2 第3部第2章3. (2) ⑤ d. WIPO-CASE ナショナルワークショップ参照

(5) ePCTに関する取組

PCT 国際出願制度は、WIPO 及び加盟国の特許庁が、受理官庁、国際調査機関など複数の役割を果たしつつ、協力して国際出願の処理を行う非集中型の制度である。そのため、下記表に例示するとおり、出願人や代理人及び各機関は、手続の進行に応じて、複数の関係機関との間で書類のやりとりをする必要があるのが現状である。

一方、WIPO が 2011 年からサービス提供を

開始した ePCT は、将来的に出願人や代理人が複数機関に対する手続を一元的に行えるようにすることを目指し、現在もその機能の向上が図られている。

WIPO における今後の開発次第ではあるが、ePCT は、我が国ユーザーにとっても魅力的な手段となり得る。そこで、特許庁では、将来的に、我が国ユーザーの利便性向上に資する形で ePCT を採用できるように WIPO との調整を 2016 年度より開始した。

2-5-6図 PCT 国際出願制度における現状と将来像



1. 現状における書類のやりとり

2. ePCT を利用した書類のやりとり (将来)

出願人と各機関とのやりとり (1. ①～③)		各機関間のやりとり (1. A～C)	
①	国際出願	A	記録原本
	出願手数料納付		取下げ通知
	各種変更届		各種変更届
②	国際出願の取下げ	B	調査用写し
	各種変更届		各種変更届
	条約 19 条に基づく補正		先の調査結果
③	国際調査報告の送付	C	国際調査報告
	追加手数料の納付		見解書
	要約に関する意見書の提出		第三者情報に関する出願人コメント

PCT に基づく手続書類の例

ドシエ情報提供サービス(ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会)の 利用方法と便利な機能

2016 年 7 月に、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）において、ドシエ情報提供サービス（ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会）を開始しました¹。

サービス開始以来、既に多くの方々にご利用いただいておりますが、本サービスの利用方法と便利な機能について、改めて紹介させていただきます。是非御活用ください。

1. ドシエ情報の一括取得

特許出願番号、公開特許公報や特許公報の番号を入力することで、複数庁に出願された同一発明の最新の
 ドシエ情報を一括して取得できます。また、米国特許商標庁や欧州特許庁など海外庁の出願番号や公報番号
 で検索することもできます。

OPD 文献番号入力画面

ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会 [? ヘルプ](#)

文獻番号から世界各国の特許庁が保有する出願、審査関連情報(特許文書情報)を照会できます。

サービス時間・障害・メンテナンス情報については、[ニュース](#)をご覧ください。

文献番号

- ④ 選択入力

発行国/発行機関	種別	番号
日本	特許登録番号	2017XXXXXX
EPO		
○ アメリカ		
韓国		
中国		
WIPO		
オーストラリア		
カナダ		

番号

▼ [PM] 00-20080600-A

[🔍 照会](#)

2. ドシエ情報の参照と便利な機能

(a) OPD ドシエ情報一括表示画面には、最大 4 か国の庁のドシエ情報が一覧で表示され、国ごとのドシエ情報を容易に比較できます。また、「国コード」を選択することにより、別の国のドシエ情報を表示させることもできます。2017 年 3 月現在、五大特許庁に加え、オーストラリア、カナダ及び WIPO (PCT 国際出願) が選択可能です。

OPD ドシ工情報一括表示画面

[illegible]

1 https://www10.j-platpat.inpit.go.jp/pop/all/popd/POPD_GM101_Top.action

(b) ドシエ情報は、書類の種類ごとに色分けして表示されます。知財庁から発送される書類は緑、出願人から提出される書類は黄色で表示されるなど、目的に応じた書類を探しやすくなっています。

(c) 書類内容は、書類名の原文と機械翻訳による英訳で表示できます。英訳は、例えば中国国家知識産権局や韓国特許庁の書類を参照する際に参考となります。

(d) 「書類グループ」から、一括表示する書類をフィルタリングすることができます。例えば、「最終処分」を選べば拒絶査定や特許査定のみが表示され、審査結果の概要がわかります。

(e) 「ファミリー一覧」から、複数庁に出願された同一発明に関する情報を一覧表示できます。また、その中から OPD 一覧画面に表示する出願を選ぶこともできます。同じ国コードの出願も選択できるので、例えば分割出願と原出願のドシエ情報を同時に表示することもできます。

OPD ファミリー一覧画面

ファミリー一覧								
ワンボータル画面更新 クリア								
表示	国コード	ファミリーID	出願番号	出願日	公開番号	公開日	登録番号	発行日
☐	JP		JP. .A	2011-12-06	JP. .A	2014-07-17	-	-
☐	JP		JP. .A	2016-01-14	JP. .A	2016-07-07	-	-
☐	JP		JP. .A	2011-05-26	JP. .A	2014-06-30	-	-
☐	EP		EP. .A	2011-12-06	EP. .A4 EP. .A1	2015-02-18 2014-04-09	-	-
☐	EP		EP. .A	2011-05-26	EP. .A4 EP. .A1	2015-04-29 2013-08-28	-	-
☐	US		US. .A	2010-06-02	US. .A1	2011-01-20	US. .B2	2013-10-01

(f) 「分類・引用情報」から、分類や、引用文献情報が取得できます。日本国特許庁への出願については、引用文献番号と共にカテゴリ、引用箇所、請求項の情報の提供を順次開始しています。

OPD 分類・引用情報画面

分類・引用情報

分類一括開く

分類一括閉じる

引用一括開く

引用一括閉じる

出願番号	公開番号	登録番号
JP. .A	JP. .A	

+

分類情報

-

引用情報

項番	カテゴリ	引用文献番号	形式	公知日	引用箇所	請求項
1	X Y	JP. .A	docdb		Paragraphs0023,0045-0050, Figures1, 8-10 Paragraphs0023,0045-0050, Figures1, 8-10	1, 5 2 - 4
2	Y	JP. .A	docdb		Paragraphs0039-0042, Figures2-4,8-9	2 - 4